

だより

めむろ 社協

No.403

令和2年10月号



「社協」とは、社会福祉協議会の略称です。
〒082-0012
北海道河西郡芽室町東2条2丁目15番地1
ふれあい交流館内 ☎62-1616 ☎62-1657
芽室町社会福祉協議会公式HP
<http://www.memuro-syakyo.jp/>



芽室町社会福祉協議会は、総務係、地域福祉係(ボランティアセンター、ふれあいサロン「なごみ」、芽室町共同募金委員会、芽室町老人クラブ連合会、身体障害者福祉協議会芽室町分会、あおぞら芽室会)、生活支援係、介護相談係(ケアマネジャー)、訪問介護係(ホームヘルパー)、通所介護係(「あいあい21」デイサービスセンター)、小規模多機能型居宅介護係(ふたば)の7係で構成されています。

10月1日より
赤い羽根共同募金運動が
はじまりました

赤い羽根共同募金運動は、わたくしたちの住む芽室町をより良くしようとする取組みを活動への参加や募金を通じて広く地域社会で応援し、一緒に進めていくための民間の運動です。みなさまからお寄せいただきました募金は地域の実情に即して、その使いみちが決定します。「芽室町で集められた募金は芽室町及び北海道広域で使われる」ことになります。

芽室町共同募金委員会では、各世帯を対象とした封筒(戸別)募金と企業・事業所などを対象とした法人募金、街頭募金、寄付金付きピンバッジ募金(グッズ募金)などを行っていますが、募金は『強制』ではなく、みなさまの『善意・任意』でご協力をお願いしております。

なお、募金活動にあたりまして、衛生配慮をして実施いたしております。手続き(戸別)募金へご協力をいたしました。封筒に×印の記載がなかつた方と、法人募金へご協力いただいた企業・事業所などのお名前は、11月以降の社協だよりへ随時、掲載させていただきます。(なお、募金額は掲載いたしませんので、予めご了承ください)



赤い羽根共同募金

ご当地限定バッジ

募金バッジ

(*グッズ募金とは、より楽しく募金していただけるために、道内のスポーツチームや初音ミクなどとタイアップした赤い羽根共同募金限定グッズ作製して募金運動を展開しております。製作費を除いた金額が芽室町の募金となります)

赤い羽根共同募金グッズ
楽しく募金を紹介します!

先月号においても、「紹介しましたが募金バッジやその他のグッズ募金活動を実施しております。数に限りがございますので、なくなり次第終了となります。



「コンサ」



「日ハム」

クリアファイル



初音ミク



「シロクマ」

北海道限定バッジ



めむろ社協だよりは「赤い羽根共同募金」の助成を受け、発行しています。

2020.10 社協だより | 46 |



「初音ミクC」



「初音ミクB」



「初音ミクA」



「バンドリ!!」



缶バッジ



「鬼滅の刃」

**歳末たすけあい募金に
みなさまの善意をお寄
せください**

赤い羽根共同募金運動の一環として、12月1日から歳末たすけあい運動が行われます。歳末たすけあい募金は芽室町におきまして、経済的に支援の必要な世帯へ歳末見舞金として配分させていただきします。

歳末見舞金の申請を受付けます。

歳末見舞金の配分を希望される方は、お住いの地区の民生委員児童委員から申請書を受取り、必要事項を記入のうえ、11月30日(月)までに社会福祉協議会に提出ください。なお、民生委員不在地域の方は、申請書を社会福祉協議会でお受け取りください。

【対象者(世帯)】

芽室町内に在住する方で、次の①～⑥のうち、いずれかに当てはまり、経済的な支援が必要と判断される場合となります。

- ①在宅で要介護3以上の高齢者を介護している世帯



☎ 62-1616 (担当: 花岡)
閑地域福祉

【対象者(世帯)の決定】

申請後、地区担当の民生委員児童委員へ申請者の生活状況確認をお願いし、社会福祉協議会で審査のうえ、決定いたします。

歳末見舞金は、生活保護世帯は対象外とさせていただきます。また自宅で生活している方を対象としていることから、病院に入院中・施設へ入所中の方は対象外とさせていただきます。

- ②障がい者(児)が在宅している世帯
- ③義務教育終了以前の乳幼児・児童・生徒を養育するひとり親世帯
- ④75歳以上の単身者世帯
- ⑤高齢者(65歳以上)夫婦のみの世帯
- ⑥その他、生活に困窮されている世帯

*ご留意ください。



ふれあいなごみだより

住所：西4条4丁目1番地「西子どもセンター」となり

開館日時：火～土曜日9時～17時(日・月・祝日は休館日) *ただし、土曜日は祝日でも開館します。

ブログ：(「ふたば」と「なごみ」のぽかぽか日記)も見てね～<http://nagomi.kakuren-bo.com/>

このページの問い合わせ・申込先：芽室町ボランティアセンター(担当：柏葉) ☎61-3631 FAX66-9169

「なごみカフェ」の「J案内」

「地域活動ってなに?」「ボランティアってなに?」「何かしたいと思うけど、どんな活動があるの?」という疑問にお応えする「なごみカフェ」をスタートします。

芽室町の地域活動・ボランティアの情報、活動する中で感じた課題などのお話と、意見交流を通して「自分にできること」探してみませんか?

- ・とき：毎月第1・第3金曜日
10時～11時30分
- ＊10月16日～3月19日の期間に開催します。

- ・ところ：ふれあいサロン「なごみ」
- ・対象：地域活動・ボランティアに関心のある方
- ・定員：毎回5人 *参加費無料
- ・内容：【第1回】10月16日
「めむろ社協ってなに?」
地域福祉係・花岡勇気

- ・お申込：電話、FAXにて
- ・お申込：電話、FAXにて
- ・会長・鈴木昇さん

- ①お名前
- ②連絡先
- ③参加希望日

開催前日までにお知らせください。
※定員になり次第受付を終了いたします。予めご了承ください。



介護予防ポイント 推進事業登録説明会

成年後見制度個別相談会 を開催します！

成年後見制度のこと、自分自身や家族のこと、相談してみませんか?
・とき 11月5日(木)16時
・相談料 無料

・相談員
ふれあい交流館

- ・とき 10月17日(土)
13時30分～14時30分
- ・ところ ふれあいサロン「なごみ」
（帯広市 遠藤豊和司法書士事務所）
- ・持ち物 印鑑、筆記用具

- ＊登録手続きに必要です。
- ＊事前のお申込みが必要です。
- 10月30日(金)まで。

- ・相談員
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート道東支部
司法書士 遠藤 豊和 氏
(帯広市 遠藤豊和司法書士事務所)
- ・相談員
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート道東支部
司法書士 遠藤 豊和 氏
(帯広市 遠藤豊和司法書士事務所)

【登録・活動状況について】

9月30日現在の登録人数は98人(内、男性9人、女性89人。65歳～74歳・39人、75歳以上・59人)です。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、活動は休止していましたが、6月以来徐々に再開しています。

ふれあい交流会9月開催 ～お楽しみ敬老会～

9月の交流会は、講師に市川静子先生をお招きして脳トレーニングとビンゴゲームを行いました。ビンゴゲームの景品(35個)はめむろみなくる商店会からご提供いただきました。ありがとうございました。感染予防対策を実施しながら、参加者のみなさんは楽しいひと時を過ごしました。

閑地域福祉課 ☎ 62-1616(担当:杉本・茅野)

・ふれあい交流会は、ひとり暮らし高齢者の食事会です。
 ・参加には、事前の会員登録が必要です。
 ・体験参加大歓迎です!お問い合わせください。

インフォメーション

心配こと相談日程

10月28日水

時 間 13時15分～15時30分

 場所 保健福祉センター2階「静養室」
 専門相談員 今野 奎夫さん(人権擁護委員)
 佐々木 晴彦さん(学識経験者)

11月11日水

時 間 13時15分～15時30分

 場所 保健福祉センター2階「静養室」
 専門相談員 稲垣 輝幸さん(行政相談委員)
 白銀 孝志さん(人権擁護委員)

間生活支援係 ☎ 62-1616(担当:中川)

ふれあい交流会日程
(ひとり暮らし高齢者の食事会)
10月23日金

時間 10時30分

場所 ふれあい交流館

内容 出前講座(悪徳商法)、誕生会

11月20日金

時間 10時30分

場所 ふれあい交流館

内容 軽運動・誕生会

・ふれあい交流会は、ひとり暮らし高齢者の食事会です。
 ・参加には、事前の会員登録が必要です。
 ・体験参加大歓迎です!お問い合わせください。

緊急小口資金・総合支援資金特例 貸付の受付期間延長のお知らせ

受付期間が

12月末まで延長されました。

今回の特例措置では新たに、返済時において、
 なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の返
 済を免除することができるとしています。
 総合支援資金特例貸付の詳細については、
 左記にお問い合わせください。

緊急小口資金[特例貸付]の 貸付内容

■貸付対象 新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯

■貸付限度額 20万円以内

※借入申込者が指定する金融機関に送金します。

■据置期間 貸付の日から1年以内

■償還期間 据置期間終了後2年以内

■貸付利子 無利子

■貸付利子 無利子

緊急小口資金[特例貸付]の 申し込みに必要なもの

■借入申込者の身分を証明できるもの

(運転免許証、健康保険証等)

■借入申込者の預金通帳またはキャッシュカード

(※ネット銀行は不可)

■新型コロナウイルス感染症の影響により減収したことの確認書類
 (給与明細、通帳等)

善意に厚く
感謝いたします

9月1日～9月30日

間生活支援係 ☎ 62-1616

緊急小口資金
特例貸付総合支援基金
特例貸付

個人情報保護の観点から同意された方のみ掲載しています。この他にも多くの方々にご寄附いただいていますことに厚くお礼を申しあげます。

社会福祉事業のために

28,000円